

生まれ

育ったまちで

安心した暮らしを

医療的ケアを必要とする方とご家族のための
生活サポートブック



帯広市地域自立支援協議会
医療的ケア児等支援検討部会

🌸 はじめに 🌸

お子さんに病気や障害があり、日常的に「医療的ケア」が必要となったご家族の方々は、これからの育児や暮らしなどについて、様々な不安をお持ちのことと思います。

令和3年9月、医療的ケア児の健やかな成長やその家族への支援を目的とし、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

帯広市は、令和2年より、地域の支援体制に関する協議の場、「帯広市地域自立支援協議会」に、「医療的ケア児等支援検討部会」を設立し、ニーズ調査や訪問等から寄せられた皆様の声をもとに医療・福祉・保健・保育・教育等の支援機関と行政にて、協議を重ねてきました。

現在まで、医療的ケア児の保育所等への看護師派遣の体制整備や、就学先の決定に向けた教育相談の早期実施などに繋げているところです。

この度、医療的ケア児とそのご家族が、『生まれ育ったまちで、安心した暮らしができる』ことを願い、医療・福祉・生活などに関する情報をまとめた「生活サポートブック」を作成いたしました。

お子さんの状況にあわせて、役立てていただければ幸いです。

また、本サポートブックは、医療的ケアが必要な18歳以上の方、重症心身障害児者、難病の方にも、活用していただける内容にしています。

医療的ケア児等支援検討部会では、今後も検討を重ね、生活サポートブックの更新をしていきたいと考えています。

ご意見・ご要望などは、事務局の市子育て支援課（☎ 25-9700）までお知らせください。

帯広市医療的ケア児等支援検討部会一同



お子さんに「医療的ケアが必要」となったとき



ご家族は、これからの育児や暮らしへの戸惑い・・・

こんな気持ちでいませんか？

機器がたくさんあるけど、
通院はどうするの？

自宅で一緒に
生活できるの？

入院中、家族は、
何をすれば良いの？

仕事は続けられるの？
経済面が心配。

自宅の準備は
どうしたら良いの？

保育所とか学校って
どうなるの？ 将来は？

きょうだいの育児は
どうしよう？

困り事は、誰に相談
していけば良いの？

我が子の将来は？

同じような体験をしている方は、
どのような暮らしをしているの？

家族はみんな仕事している。
誰が力を貸してくれるの？

大丈夫です。

医療的ケアがあっても、ご自宅で、家族とともに暮らしている
先輩お兄ちゃん・お姉ちゃんがたくさんいます。

安心した暮らしができるために
一緒に考えてくれる人・協力してくれる機関・制度があります。



「生活サポートブック」と出会う、皆さんへ



「生活サポートブック」は、みなさんと同じ、医療的ケアを必要とするお子さんを育てていらっしゃるご家族の方々の声をもとに作られました。

各ライフステージで経験されたことをもとに、知っておきたい情報へのご意見や、暮らしの様子・工夫・アイディアの写真提供など、たくさんのご協力をいただきました。

先輩ご家族の思い、皆さんへのメッセージです

乳児期に突如、重度障害児となってしまった娘。

私は、この先の不安に苛まれ、醒めない悪夢にいるような困惑の日々を送っていました。泣いて、悩んで、後悔する闇のループがしばらく続きました。

それがいつの間にか、感謝、喜び、笑いの毎日に変わっていたのです。

娘と過ごせる幸せ、ちょっとした事で成長を感じられる喜び、家族ができる事をしてあげられて、娘なりに応えてくれる何気ない日常。娘中心の我が家は、娘のおかげで、豊かさが増したとさえ感じます。

きっかけは色々あったのですが、関わって支えて下さった方々と対話し、「塞ぎ込んでいても仕方がない」と思えたことが大きいと感じます。

思いを溜め込まず、頼れる所にはお世話になり、自分の心身のゆとりを持つ。

そうすると違う景色が見えて、気持ちの切り替えができてきたのだと。

おかげさまで、娘はもう成人になり、兄は自分の道へ歩み出しています。

医療的ケアが必要な息子が生まれ、長期入院を経て在宅生活が開始。

まもなく、夫が大怪我を負い、2人の介護が始まりました。

まだ、小学生だった2人の息子の生活もあり、私一人では、どうにもならなくなりました。

「頼れるところは、頼ろう」と決め、相談支援専門員/福祉サービス事業所/医療・教育・行政・福祉用具係の方など「我が家の担当」になってもらえる方々に何かあれば相談し、助けてもらいながら乗り越えてきました。

あれから21年。

小さいころから、医療的ケアを自分でやろうとすることは、止めずに育て、今は、見守りの中ですが、呼吸器の着脱やサクション・胃瘻などの手技を自分でできるようになりました。

それでも、嬉しいことも、大変なことも、今も変わらず、続いています。

私自身は、解決策を考える力がついて、強くなってきたように感じます。

先は長いけれど、無理せず、頑張り過ぎず、自分のことも大切にしていきます。

生後7ヶ月で病気が見つかり、2歳で難病の診断。我が子は、多くの医療的ケアが必要となりました。「どうしてうちの子が、これからどうなるのか」と不安に押しつぶされそうでした。

入院中に先輩家族との出会いがあり、暮らしの工夫や準備などを教わり、とても心強く感じました。

また、相談できる人・相談機関を教えてもらい、そこから支援の輪が広がり、現在に至っています。

我が子のために、多くの人達に関わってもらうことへの申し訳なさを伝えると、「子どもたちには、当たり前地域で暮らし、教育を受ける権利があるの」と言ってもらい、心が軽くなりました。

これからも、年齢と共に悩みは変わり、不安になることも、度々あるかと思います。

家族同士で、悩み事を話すこと・他愛のない話ができる場も大切と感じています。

我が子が、たくさん子どもたちとともに学び、自分の意志で自分らしく成長していてくれることを願い、たくさんの人たちに支えてもらいながら、家族で乗り越えていきたいです。

抱え込まず、周りを頼り、サポートを受けてほしいです。

20歳の娘は、胃瘻と永久気管孔のケアが必要で、訪問看護・訪問リハビリ・居宅介護等の在宅支援を受けながら自宅で生活しています。

特別支援学校高等部を卒業し、19歳の後半期に小児科の主治医のご協力のもと、同じ病院の脳神経内科に移行することができました。

同時進行で、障害基礎年金の申請準備に取り掛かりました。医療ソーシャルワーカーさんに相談し、申請に必要な書類の作成に貴重な時間を割いていただき、無事に年金支給に至りました。

娘が生まれてから今日までの20年間、医療・教育福祉・行政の皆様のご支援と、いつも側で支えてくれる友人のお陰で、路頭に迷うことなく過ごしてきました。

娘の笑顔が見れることに嬉しさを感じ、成長を喜ぶ反面、ふと気付けば、母はアラ還・・・ここ数年で、身体とメンタル面の衰えを痛感しております。親の高齢化に伴い、次の課題は「親なき後問題」です。

人とのふれあいが大好きな娘は、社会参加を目的として、ヘルパーさんと一緒に、買物等の外出を楽しんでいます。体調が良いときに、日中活動である通所の再開ができたと思います。

親が元気なうちに、短期入所やレスパイト入院の経験ができたかと考えています。

将来の入所への準備等も含め、本人の暮らし方について、相談支援専門員さんに相談しながら、私たち家族のペースで歩んでいます。

目次

第1章：医療的ケアについて

- 1. 医療的ケアとは 1
- 2. 支援に携わる人たちと役割 3

第2章：各ライフステージの暮らし

- ＜ライフステージ一覧表＞ 各ライフステージにおける「よく聞かれる質問・必要な手続き」 4
- 1. 【出生・乳児期】（入院～退院後の暮らし）
 - ① 自宅ではどんな暮らしをしているのか知りたい 6
 - ② 退院までの流れ・準備について知りたい 10
 - ③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？ 11
 - ・医療保険のサービス・福祉のサービス (11) ・訪問看護ステーション (12)
 - ・リハビリテーション (14) ・相談支援 (16) ・児童発達支援事業など(17)
 - ・母子保健事業など (19)
 - ④ きょうだいの育児はどうしたら良いの？ 20
 - ⑤ 家族は休息できるの？ 21
 - ⑥ 退院後の暮らし（例） 22
- 2. 【幼児期】
 - ① 仕事はできるの？ 23
 - ② 就学先は、どう選んだらよいの？ 24
 - ③ 保育所入所後の暮らし（例） 25
- 3. 【学童期】
 - ① 帯広市立の小中学校・義務教育学校で受けられる支援 26
 - ② 北海道帯広養護学校で受けられる支援 28
 - 進路決定はどのように進むの？ 30
 - ③ 就学後の暮らし（例） 31
 - ④ 移行期医療ってなあに？ 32
- 4. 【成人期】
 - ① 18歳以降はどんなサービスが受けられるの？〈医療保険のサービス・福祉のサービス〉・・ 33
 - ② 福祉サービスの切り替えはどう進めていけばいいの？ 35
 - ③ 施設での暮らしってどうなるの？ 36
 - ④ 18歳以降の暮らし（例） 37
 - ⑤ 障害基礎年金の申請準備は？ 38

第3章：備えについて

- 1. 災害時への備え 39
- 2. 緊急時への備え 40

第4章：各種制度の紹介

- 医療費の助成 41
- 日常生活用具・機器等の助成・手当 42
- 年金・手帳・控除 44

第 1 章

医療的ケアについて

1. 医療的ケアとは

- 「医療的ケア」とは、
医師や看護師の指導のもと、本人や家族等が、治療目的ではなく、病院以外の場所(自宅や学校など)で、生活援助を目的として行う行為のことを言います。
- 「医療的ケア児」とは、
日常生活を送るために医療的ケアを受けることがいつも必要な子どもを言います。

【代表的な医療的ケア】

人工呼吸器

自分で呼吸することが難しい場合に使用します。
24時間必要な場合・寝るときだけ必要な場合など、使い方が異なります。



喀痰吸引(サクション)

自分で痰を出したり、飲み込みが難しい場合、
「吸引カテーテル」を鼻・口・気管内に入れて取り除きます。



気管切開



気管カニューレ

何らかの理由で呼吸ができなくなったり、痰が出せなくて苦しい時に、喉の皮膚と気管に穴をあけ、「気管カニューレ」を挿入します。呼吸状態の改善を図ります。



人工鼻

吸い込んだ空気が加温・加湿され、
気道の乾燥を防ぎます

酸素療法



何らかの理由で酸素が充分にとりこめない場合、足りない酸素を補います。
自宅では、酸素濃縮器をおいて繋がします。
外出は、酸素ボンベを携帯します。



酸素濃縮器



酸素ボンベ

1. 医療的ケアとは

経鼻経管栄養



食べることが難しい場合、鼻から胃や腸まで、チューブを通して、栄養や水分を入れ、安全に栄養が取れるようにします。

胃ろう



気管に食物が入ってしまい(誤嚥)肺炎等を起こしやすい、食べることが難しい場合、胃に直接栄養を送りこむための穴をあけます。安全に栄養が取れるようにします。

中心静脈栄養



消化管での栄養吸収が難しい場合の栄養法です。鎖骨の下の太い静脈に、カテーテルを挿入します。成長に必要なエネルギーや栄養素を補給します。

インスリン注射



自己注射

小児に多い「1型糖尿病」の場合、膵臓からのインスリン分泌が不良となります。体外から補給します。



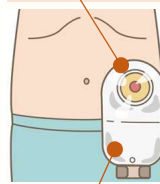
血糖自己測定器

導尿



尿が出せなくなったとき、尿道にチューブを入れて排尿を助けます。

人工肛門



パウチ（袋）

人工肛門(ストマー)

肛門から便を排出することが難しい場合、腸を体外に出して排泄します。

パルスオキシメーター(経皮酸素濃度計)



血液中の酸素供給が、正常に行われているかどうかを測定します。

2. 支援に携わる人たちと役割

医療的ケア児等を支える、専門職がたくさんいます。

入院中・生活の場(在宅)、それぞれ支援機関・役割があります。



	支援者	入院中 支援	在宅 支援	支援機関	役割
医療	医師・歯科医師 訪問診療医	○	○	病院・クリニック 訪問診療・訪問歯科	●診療・投薬・処置 ●看護師等への医療的ケア指示・リハビリ等への指示
	看護師 訪問看護師	○	○	病院・クリニック 訪問診療 訪問看護ステーション	●ケアの実施・状態観察・身体官理のサポート ●医療に関する相談・助言 ●入退院に関する地域関係機関との連携や医療機関 以外での看護体制等の調整等
	セラピスト (PT/OT/ST)	○	○	病院・クリニック 訪問看護ステーション	●関節の変形の予防・姿勢管理・ ●食べる/飲む等へのリハビリ・コミュニケーション手段の獲得
	薬剤師 訪問薬剤師	○	○	病院・薬局 訪問薬局	●医師からの処方箋に基づく調剤・自宅訪問 ●薬に関する体調の相談
	栄養士	○	○	病院	●栄養管理 ●必要な栄養補給に関する相談
	臨床工学士	○	○	病院	●人工呼吸器の操作/管理/点検 ●医療機器の安全管理・危機の取扱等の助言・相談
	医療ソーシャルワーカー	○	○	病院	●経済面・心理面・社会的な課題への相談 ●在宅生活にむけた関係機関との連携・調整
福祉	相談支援専門員		○	相談支援事業所	●暮らしの支援・困り事の相談・サービスや事業所紹介 ●サービス等利用計画の立案 ●在宅生活の支援体制にむけて関係機関との調整
	看護師		○	重症児ディサービス 生活介護事業所	●利用者に対する医療的ケアの実施 ●医療に関する相談
	介護福祉士		○	介護支援事業所	●在宅での生活の支援（入浴・食事・身の回り等） ●通院支援・外出支援等
	保育士		○	保育所 児童発達支援事業所	●保育や療育を実施し、発達を促す
教育	教員		○	幼稚園・小中学校 高等学校・特別支援学校	●発達に応じた教育 ●就学や学校生活に関する相談
	看護師		○	保育所・小中学校 特別支援学校	●教育現場における医療的ケアの実施 ●身体管理・医療に関する相談・助言
保健	保健師		○	保健福祉センター 保健所	●育児や発達に関する相談 ●関係部署との保健福祉に関する連絡・調整
その他	行政職員		○	市役所 保健福祉センター	●地域での生活、保育所、就学等の相談 ●サービス利用や制度等についての説明/申請手続き等
	福祉用具取扱業者		○	札幌・旭川・帯広市	●日常生活用具・補装具等の販売/レンタル ●不具合発生時の相談対応
	医療機器取扱業者	○	○	札幌・帯広市	●医療機器の販売/レンタル/点検 ●不具合発生時の相談対応

第2章

各ライフステージの暮らし

<ライフステージ一覧表>

出生・乳児期
(入院～退院後の暮らし)

幼児期

0歳～5歳

よく聞かれる質問

【入院中の準備】

- ① 自宅ではどんな暮らしをしているのか知りたい (P6-9)
- ② 退院までの流れ・準備について知りたい (P10)

【退院後の暮らし】

- ③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？
 - 〈医療〉 訪問看護(P12-13)、リハビリテーション(P14-15)
 - 〈福祉〉 相談支援(P16)、各サービス(P17-18)
 - 〈母子保健〉 (P19)
- ④ きょうだいの育児はどうしたら良いの？ (P20)
- ⑤ 家族は休息できるの？ (P21)
- ⑥ 退院後の暮らし (例) (P22)

- ① 仕事はできるの？ (P23)
- ② 就学先は、どう選んだらよいの？ (P24)
- ③ 保育所入所後の暮らし (例) (P25)

必要な手続き

医療費の助成 (P41)

- ① 未熟児養育医療
- ② 小児慢性特定疾病
医療費助成
- ③ 重度心身障害者
医療費助成
- ④ 特定医療費(指定難病)助成
- ⑤ 子ども医療費助成
- ⑥ ひとり親家庭等医療費助成

日常生活用具・機器等の助成 (P42)

- ⑦ 日常生活用具
(ネブライザー、痰吸引器、非常用電源装置など)
- ⑧ 補装具(車椅子、歩行器など)
- ⑨ 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成
- ⑩ あんしん住宅改修補助金
- ⑪ 交通運賃の割引・助成等

手当 (P43)

- ⑫ 児童手当
- ⑬ 児童扶養手当 (ひとり親家庭)
- ⑭ 特別児童扶養手当
- ⑮ 障害児福祉手当
- ⑯ 心身障害者扶養共済制度
- ⑰ 特別障害者手当

サービスの利用申請 (P11)

- 児童福祉法・障害者総合支援法福祉サービス申請
- 医療保険サービス申請

教育相談 (P24)

- ◆ 各ライフステージにおける「よく聞かれる質問・必要な手続き」を例示しています。
- ◆ 医療的ケアは、先天的・後天的と、必要となる時期が人によって異なります。
本誌は、出生時に必要になった場合を想定し、記載しています。

学童期 (小学・中学・高校)

6歳－17歳

成人期

18歳以降

よく聞かれる質問

- | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| ① 帯広市立の小中学校・義務教育学校で受けられる支援 (P26-27) | ① 18歳以降はどんなサービスが受けられるの？ (P33-34) |
| ② 北海道帯広養護学校で受けられる支援 (P28-29) | ② 福祉サービスの切り替えはどう進めていけばいいの？ (P35) |
| 進路決定はどのように進むの？ (P30) | ③ 施設での暮らしってどうなるの？ (P36) |
| ③ 就学後の暮らし (例) (P31) | ④ 18歳以降の暮らし (例) (P37) |
| ④ 移行期医療ってなあに？ (P32) | ⑤ 障害基礎年金の申請準備は？ (P38) |

必要な手続き

年金・手帳・控除 (P44)

- ⑮ 障害者手帳
- ⑯ 障害基礎年金
- ⑳ 所得税・市道民税の障害者控除

福祉サービスの申請 (P35)

- 障害支援区分の取得申請
- 総合支援法福祉サービス申請

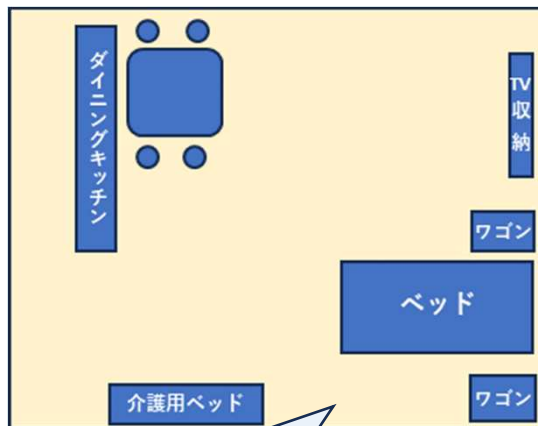
1. 出生・乳児期（入院～退院後の暮らし）

① 自宅ではどんな暮らしをしているのか知りたい

医療的ケアを必要とする方のご自宅の様子をご紹介します。
「安全」「簡単」「時短」な暮らしの工夫を、こんな風にされています。
ご参考になさってください。

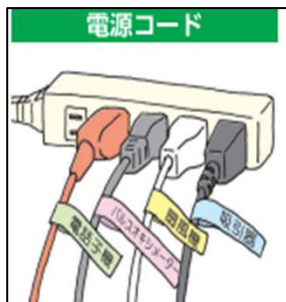
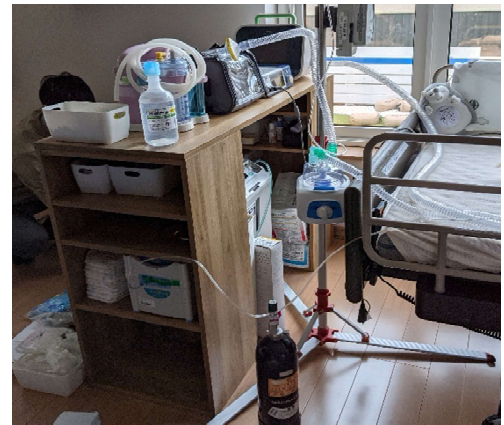


お部屋の配置例



ベッドの両サイドは、60cm程度のスペース（介護が便利）

ベッド周辺の機器等



いつでも様子が見えるよう、居間にベッドを設置して、生活している方が多いです。
夜間は、介護のための介護用ベッドを準備している方もいます。
すぐに医療的ケアや対応ができるよう、棚の工夫やワゴンの活用が便利です。
（ベッドの枕元に、医療材料や必要物品を整理し、ごみの分別などの整理など）
電源のトラブルを防ぐため、コードの工夫（色分け・名称を書く）をしていくと安心です。

退院前に、病院や福祉関係者と一緒に考えていきましょう。

① 自宅ではどんな暮らしをしているのか知りたい

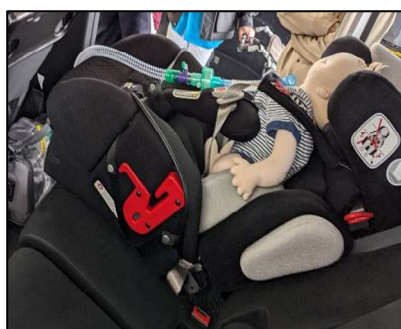
医療的ケアを必要とする方のご自宅の様子をご紹介します。
通院やお出かけを安全にできるよう工夫しています。
ご参考になさってください。



通院 ・お出かけ



ベッドとバギーの移動



カーシートの活用

玄関の段差には
スロープ



福祉車両の利用



「バギー」
子どもの障害に合わせて、
背もたれの角度を変えられる。
座面の下に「人工呼吸器」などを
積めるような造りになっていること
が特徴

通院や外出の際には、安全な方法で、自家用車を利用する準備が必要になります。
ベッド ⇄ バギー ⇄ 車の移動の仕方、車内で医療的ケアができるためのカーシートの設置場所、
医療機器をどんな風に固定し、どんな手順で行うかなど、決めておくの良いです。
退院時は介護タクシーの利用をし、慣れてきた頃に、福祉車両の購入など検討している方も
います。

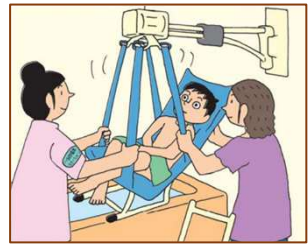
退院前に、病院関係者や福祉関係者と一緒に考えましょう。

① 自宅ではどんな暮らしをしているのか知りたい

医療的ケアを必要とする方の入浴の様子をご紹介します。
ご参考にしてみてください。



お風呂の様子

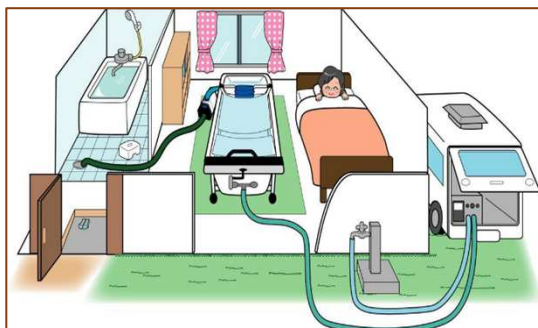


ご自宅での入浴は、お子さんの成長に応じて、工夫していきます。

介護者の腰や膝への負担が大きくなるように、・ベビーバス・簡易浴槽・シャワーチェア・リフトなどの福祉用具(日常生活用具の助成あり)を活用していくことをお勧めします。

「訪問看護」や「訪問介護(ヘルパー)」に手伝ってもらうことも可能です。

相談支援専門員・訪問看護師・リハビリ職員などに相談してください。



身体が大きくなると、「訪問入浴」の福祉サービス利用する方もいます。

「訪問入浴」とは、看護師や支援員などのスタッフ等がご自宅を訪問し、専用の浴槽を使って入浴をサポートするサービスです。

相談支援専門員に相談してください。

① 自宅ではどんな暮らしをしているのか知りたい

医療的ケアを必要とする方のご自宅の様子をご紹介します。
ご参考にしてみてください。



心地よい快適な暮らしを

手づくりカニューレバンド



手づくり人工鼻カバー



手づくり注入ボトル
(壁掛けフック)



バンダナネックカバー
気管切開



お子さんの皮膚はデリケートなため、柔らかい素材のカバーやバンドなど、手作りで工夫されている方もいらっしゃいます。

【退院時】

医療的ケア・オムツ交換・入浴介助・食事の準備など忙しくなります。無理をせず、まずはお子さんとの生活に慣れましょう。

【慣れてきた頃】

好みのデザインや手作りなどの工夫を、少しずつしていきます。

② 退院までの流れ・準備について知りたい

入院中から退院までの流れ

1

お子さんに必要な治療が行われ、家庭生活が可能状況に近づきましたら、病院関係者と保護者にて、退院にむけての話し合いや準備が開始します。

2

退院後のサポートが必要な場合(母子保健や障害福祉サービスの利用など)は、病院の退院支援担当から「市子育て支援課」に依頼されます。

3

地域の支援者(子育て支援課職員、保健師、相談支援事業所等)が保護者と面接、希望される暮らしや心配事などをお聞きし、地域の必要な情報をお伝えします。

4

保護者へ地域の支援者を紹介し、自宅での準備などの相談に応じます。
必要に応じて、退院前の会議を開催したり、病院関係者や地域の支援者が自宅を訪問し、安心した暮らしができるよう医療機器の配置やシュミレーションを行う場合もあります。
保護者と一緒に退院準備がすすめられます。



退院

お家に帰るまでに ご家族ができること

病気を理解しよう

医師から病気の説明・症状等の説明を受けます。

医療機器に慣れてみよう 医療的ケアを学ぼう

医療スタッフより、医療機器の使い方や医療的ケアの説明があります。ご家族と一緒に練習していきましょう。

手帳・助成制度の利用や補装具等の利用 や申請を検討しよう(P41-44参照)

病院の医療ソーシャルワーカーが、お手伝いします。

自宅の暮らし方や役割分担などについて、 ご家族で考え相談していこう

一日を通したケアの流れ、家族の役割分担、在宅ではどんな協力を希望するか等を考え、医療スタッフや地域の支援者に相談していきましょう。

家庭で必要な物品の準備をしましょう

お家で必要な物品を、医療スタッフや地域の支援者に確認し、準備していきましょう。

自宅での生活後、子どもの医療や障害福祉サービス、母子保健などの心配事が出た場合、自宅に訪問する訪問看護師や相談支援専門員、保健師等にご相談ください。
医療費助成や手当、手帳申請や福祉サービス等の申請手続きは、P41～P44となります。

③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

お子さんの暮らしを地域で支える、医療と福祉のサービスがあります。



医療保険のサービス

内 容		
訪問診療	医師・看護師が、病院への通院が難しい方に対し、ご自宅を定期的に訪問して診療します。診察や相談、薬の処方、予防接種などを行います。	—
訪問看護	保健師・看護師・理学療法士等が、自宅を訪問。病状の観察、点滴・注射など診療の補助、食事や排せつなどの療養生活のケア、リハビリなどを行います。（主治医の指示のもと）	P12
訪問歯科診療	歯科医師と歯科衛生士が、ご自宅を訪問。虫歯の治療、歯や口腔機能の発達、お口の健診、口腔ケアを行います。	—
リハビリテーション (外来・訪問)	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、自宅を訪問してリハビリをします。身体の機能を維持・改善したり、食事や排せつなど日常生活動作の工夫や練習、食べる・飲みこむなどの練習、コミュニケーションの訓練などを行います。（主治医の指示のもと）	P14
訪問薬局	薬剤師が、自宅を訪問。薬の提供、相談・助言をします。（主治医の指示のもと）	—
レスパイト入院	自宅での療養が難しい場合、一時的に病院に入院する制度です。家族の休息・息抜きをサポートします。	P21

福祉のサービス

内 容			
障害者総合支援法	相談支援	相談支援専門員が、福祉サービスの利用や希望する暮らしの相談を受けます。計画を作成し、本人・家族・関係者とのケア会議を開きます。	P16
	居宅介護・通院等介助	自宅にて、入浴・排泄・食事等のお世話、掃除・洗濯などの家事をします。通院時のお手伝いなども行います。	P18
	短期入所 (医療型・福祉型)	ご家族の事情により、自宅での療養が難しい場合に、短期間、施設等に入所して、必要な介護を受けることができます。	P21
	地域生活支援事業 (日中一時・移動支援・訪問入浴)	①日中一時支援事業～日中活動の場・家族の一時的な休息を促す預かり事業 ②移動支援事業～外出の支援、 ③訪問入浴サービス事業～自宅での入浴支援	P18
児童福祉法（18歳まで）	児童発達支援	未就学の障害のあるお子さんの発達を促す、通所の療育の事業です。	P17
	放課後等デイサービス	就学している障害のあるお子さんの放課後や休業日に、生活能力の向上や社会との交流を促す、通所の療育の事業です。（高校3年生の3月末まで）	P17
	居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく難しいお子さんに、自宅訪問し、発達を促す療育の事業です。	P17
	保育所等訪問支援	保育所・学校などに支援員が訪問し、集団生活への適応のために支援を受けることができる事業です。	—

③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

訪問看護ステーション

訪問看護では、看護師等がお宅に訪問して、その方の病状や障害に応じた看護を行います。

主治医の指示を受け、病院と同じ様な医療処置も行いますが、地域でご家族とともに暮らすお子さんが直面する課題や困り事の解決に向けて、共に考えます。

●訪問看護ステーション

市内に、医療的ケア児に対応可能な訪問看護ステーションがあります。

詳しくは次ページをご覧ください。

Q 誰に相談したら利用できますか？

- 受診している医療機関
- お近くの訪問看護ステーション
- 相談支援事業所
- 市区町村の障害福祉の担当窓口 など
でご相談に応じます。

訪問看護ご利用までの手続き等も説明しますので、先ずはご相談ください。

Q どんな看護をしてくれますか？

- 健康状態の観察
- 医療的ケアの実施と助言
- 入浴介助などの日常生活のお手伝い
- 人工呼吸器等医療機器の管理
- 緊急時の対応
- きょうだい児も含めた家族支援
- 主治医・相談支援員・薬剤師・歯科医師との連携等

Q どのくらいの時間、何回きてくれますか？

高齢者が主に利用される介護保険の場合もありますが、お子さんの場合は、医療保険が適応になります。
通常週 3 回までで、1 回の訪問時間は30分から1 時間半程度です。

ご本人やご家族のご希望をうかがって、どのくらい訪問すればよいか決めますが、病気や状態によっては、毎日伺うこともできます。

Q どのくらい費用はかかりますか？

かかった費用の自己負担は、保険の種類や所得・年齢によって異なりますが、原則 1 割から 3 割が自己負担です。

但し、乳幼児の場合は、医療費の助成等（P41）で、自己負担が軽くなる制度もありますので、ご相談ください。

Q どんな人が来てくれますか？

- 保健師、看護師、准看護師、助産師
- リハビリテーションの専門職
（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）
が伺います。

Q どんな人が訪問看護を利用できますか？

子どもから高齢者、病状や障害が軽くても重くても、訪問看護を必要とするすべての人が利用することができます。

③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

訪問看護ステーション

医療的ケア児に対応可能な市内の事業所です。
受け入れ状況が変わることもありますので、まずはお問合せください。

事業所名	住所	電話番号
(一社) 北海道総合在宅ケア事業団 帯広地域訪問看護ステーション	帯広市西14条南15丁目5番10号 MYビルⅡ内	23-6400
訪問看護ステーションかいせい	帯広市西23条南3丁目27番地4	67-8553
訪問看護ステーション帯広すずらん	帯広市西7条南8丁目1番地3	20-5111
訪問看護ステーションリバシィ	帯広市柏林台中町2丁目2番地3 シャルム壱番館305号	67-5592
S O I N 訪問看護ステーション帯広	帯広市西20条南2丁目12-9	67-1927
訪問看護ステーション おはな	帯広市西5条南41丁目1番地10	29-3067

みなし指定訪問看護

健康保険法の保険医療機関に指定された医療機関は、介護保険法による医療系サービス事業者として指定されたものとみなされます。受け入れについては、主治医や病院スタッフに相談してください。

事業所名	
帯広厚生病院 在宅療養支援科	※受け入れについては、要件があります。 (帯広厚生病院に、4週に1回受診している等)



北海道の訪問看護ステーションの
最新の情報は、厚生労働省
北海道厚生局のHPから
ご覧いただけます。
市外の訪問看護ステーションが
訪問出来る場合もあります。



③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

小児リハビリテーション

理学療法 (PT) ～運動発達を支援～

- 運動発達の支援を行い、寝返り・四つ這い・歩行など移動手段の獲得、座位・立位などの姿勢の安定を促し、発達をサポートしていきます。
- 呼吸状態の悪化（呼吸の苦しさ、痰の出しにくさなど）に対し、痰の排出や呼吸介助、呼吸しやすい姿勢の検討を行います。
- 安心して在宅生活が送れるように、家での体操や環境整備・ポジショニングなどのアドバイスをを行います。

作業療法 (OT) ～遊びや活動の発達を支援～

- ご家族と相談しながら、その子に必要なあそび・日常生活の活動（食事や着替えなど）といったお子さんの生活行為の獲得に向けた支援を行います。
- また、あそびなどを通して、手先の発達や道具の操作（鉛筆・くれよん・はさみなど）の獲得に向けた支援も行います。
- 自宅・学校において活動時（あそび、日常生活の活動、机上活動）の援助方法・環境設定などをお子さん一人一人に合わせてアドバイスをを行います。

言語聴覚療法 (ST) ～コミュニケーションや食事を支援～

- 「ことばの遅れ」がみられるお子さんには、遊びや教材を通して人とのやりとりやことばの獲得に向けた支援を行います。
- 「食事が上手に食べられない」お子さんには、発達段階に応じた食事の練習のほか、食環境（食形態・食事内容・食事時の姿勢など）の検討も併せて行い安全に食べるための支援を行います。
- 「発音がはっきりしない」「声が出しにくい」お子さんには、口・舌の体操、発声・発音練習、代替手段の検討などを行いコミュニケーション手段獲得の支援を行います。

③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

小児リハビリテーション

補装具の作製・調整

バギー、車椅子、座位保持装置、立位保持装置、歩行器、上下肢装具、体幹装具(プレーリーくん)等の補装具の作製及び調整を行います。

訪問リハビリ

リハビリテーションスタッフ(理学療法士、作業療法士)がご自宅に訪問し、日常生活をご家族とともに快適に過ごせるよう、お子さんそれぞれの目標に向かって支援します。

※毎月の診察による主治医の指示書が必要です。
※訪問リハビリは距離に応じて交通費がかかります。

小児リハビリテーションの主な機関

- 帯広厚生病院 <帯広市>
- 十勝リハビリテーションセンター <帯広市>
- 北海道子ども総合医療・療育センター(コドモックル) <札幌市>
- 旭川子ども総合療育センター <旭川市>

リハビリ開始から終了までの流れ(十勝リハビリテーションセンターの場合)

参考



③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

相談支援

障害や病気がある方やその家族と共に、安心・安全な暮らしや、希望する生活が送れるよう、必要な支援について考えていきます。関係機関と協力・連携し、生活を応援する事業です。

障害福祉サービスを利用する場合、相談支援事業所の相談支援専門員が、障害ケアマネージャーとして担当し、計画と一緒に立て、関係機関の紹介・協力・連携を行う「障害児相談支援」・「計画相談支援」を利用できます。または、保護者等ご自分で行う「セルフプラン」を選択することもできます。

帯広市の方の申請先は、子育て支援課(18歳未満) / 障害福祉課(18歳以上)となっています。

また、福祉サービスを利用されない場合でも、お住まいの近くの相談支援事業所（基幹相談支援センターまたは圏域相談支援事業所）への相談ができます。

●十勝障がい者総合相談支援センター

（基幹相談支援センター）

帯広市東11条南9丁目1番地

市民活動プラザ六中内

営業時間 月～金 8：45～17：00

☎28-7599

●相談支援センター けいせい会

（圏域相談支援事業所）

帯広市西6条南6丁目3 ソネビル2階

営業時間 月～金 8：45～17：30

☎25-6112

●相談支援事業所 つつじ

（圏域相談支援事業所）

帯広市西24条南3丁目70番地11

営業時間 月～金 8：30～17：30

☎66-7230

●相談支援事業所 向日葵

（圏域相談支援事業所）

帯広市西16条北1丁目27番地

営業時間 月～金 8：30～17：30

☎67-8352

●相談支援事業所 帯広はちす園

（圏域相談支援事業所）

帯広市西11条南41丁目7番地6

営業時間 月～金 8：30～17：30

☎47-1515

次の「障害児相談支援」・「計画相談支援」を行う事業所には、医療的ケア児等の支援について研修を受けた相談支援専門員を配置しています（要医療児者支援体制加算）。

●十勝障がい者総合相談支援センター

●相談支援事業所 つつじ

●相談支援事業所 向日葵

●相談支援センター 3ねんBぐみ（☎67-1338）



③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業

未就学の障害のあるお子さん（児童発達支援事業）や、就学している障害のあるお子さん（放課後等デイサービス事業）に対し、療育や生活能力の向上、社会との交流など、必要な支援を行う事業です。

●重症児デイサービス プエオキッズ / 重症児者デイサービス プエオウイング

帯広市西5条南41丁目1番地10

療育時間 月－土・祝 10：00－16：00

対象年齢 0歳－18歳まで

☎29-3067

居宅訪問型児童発達支援事業

外出が難しいお子さんには、自宅に訪問した遊びを取り入れながら発達を促すなどの支援を行います。

●重症児デイサービス プエオキッズ / 重症児者デイサービス プエオウイング

帯広市西5条南41丁目1番地10

療育時間 月－金 10：00－14：00（内2時間程度） 対象年齢 0歳－18歳未満 ☎29-3067

訪問入浴

スタッフが自宅に訪問し、専用の浴槽などを使用して入浴の支援を行います。

●アースサポート帯広

帯広市東7条南14丁目1-13

サービス提供時間 月－金 8:30～17:30

☎26-0900

●ケアハウスグランドペアレント株式会社

帯広市南の森西2丁目4-15

サービス提供時間 月－土 8:30～17:30

☎66-9325

●株式会社支援

帯広市西17条南4丁目25-6

サービス提供時間 月－金 8:30～17:30
（祝祭日営業）

☎080-6095-6055

③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

その他・障害福祉サービス事業

サービス利用中に、看護師等の医療的ケアが受けられる事業所です。

●地域生活支援ハウス HOME

帯広市東1条南17丁目3番地1

営業時間 月～日 7:00～21:00

対象年齢 0歳～成人

☎66-9166

居宅 介護	通院 介助	日中 一時	移動 支援
○	○	○	○

※看護師配置の時間は一部のため、ご相談ください。

●居宅介護

自宅にて、入浴・排泄・食事等のお世話、掃除・洗濯などの家事をします。

●通院等介助

通院時のお手伝いなども行います。

●日中一時支援事業

日中活動の場・家族の一時的な休息を促すための預かり事業です。

●移動支援事業

外出の支援をします。

●地域生活支援事業所 おんにゅーの

帯広市西19条南5丁目29-22

営業時間 月～日 9:00～18:00

対象年齢 7歳～成人

☎66-4459

居宅 介護	通院 介助	日中 一時	移動 支援
○			

※3号研修を受けた介護士が実施するため、限定された対応になります。

●地域生活支援事業所 ほっとここあ

帯広市西9条南17丁目3番地2

営業時間 月～土 9:00～18:00

対象年齢 2歳～18歳未満

☎66-5782

居宅 介護	通院 介助	日中 一時	移動 支援
○	○	○	○

●ていんくる開西

帯広市西22条南2丁目18番地1

営業時間 月～土 8:00～19:00

対象年齢 0歳～成人

☎61-1381

居宅 介護	通院 介助	日中 一時	移動 支援
		○	

※看護師配置の時間は一部のため、ご相談ください。

③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

母子保健事業

帯広市では、妊娠・出産・育児が安心して行えるよう、各種母子保健事業を行っています。
また、地区担当保健師がおり、お子さんの育児や保護者の健康などについての相談に応じています。

乳幼児健診

お子さんの健康状態の確認や育児のサポートを目的として、乳幼児健診を行っています。
対象となる方には事前に個別通知を行っています。
医療機関の受診状況や体調等により各種健診の受診が難しい場合はご相談ください。

【集団健診（4か月児・1歳6か月児・3歳児）】
帯広市保健福祉センターにて、問診、身体計測や医師診察、育児相談や栄養相談、歯科健診（1歳6か月・3歳児健診のみ）を行います

【個別健診（10か月児）】
市内の医療機関にて問診、身体計測や医師診察、必要時電話相談を行います

赤ちゃん訪問事業

お子さんが生まれたすべてのご家庭に、母子訪問指導員や保健師、地域担当保育士がご自宅に訪問し、体重測定や育児相談等を行っています。必要時、ご自宅以外の場所（医療機関や保健福祉センター）での相談にも対応しています。

●帯広市健康推進課

帯広市東8条南13丁目1

帯広市保健福祉センター内

☎25-9722（平日8：45～17：30）

福祉有償運送

障害などを理由に、1人で公共交通機関を利用することが難しい方に対して、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うサービスです。現在、帯広市内においては9つの事業所が行っています。
実施事業所については帯広市HPをご覧ください。詳しい内容については、各事業所にお問い合わせください。



市ホームページへ

④ きょうだいの育児はどうしたら良いの？

医療的ケア児を育てるにあたり、きょうだい児の子育てに関わる時間的・肉体的・精神的余裕がない時に、助けとなるサービスがあります。

保育所・一時保育

保育所

保護者及びご家族が、就労や病気、子どもの介護などのために、家庭での保育ができないきょうだい児を、保護者に代わって保育する施設です。

☎こども課 65-4158

一時保育

きょうだい児が保育所や幼稚園に通っていない場合、保護者の育児疲れ解消などの理由で一時的に保育所でお預かりします。

☎すずらん保育所 36-2388

☎豊成保育所 48-6630

☎こでまり保育園 38-2690

ファミリーサポートセンター事業

本事業は、会員相互の信頼関係のもとに、子育てを地域でお手伝いしあう会員組織です。
きょうだい児の保育所・習い事などの送迎や家族のリフレッシュ、通院などの時に「提供会員」に預かってもらうことが出来ます。
なお、利用の際には、事前に会員登録が必要で、活動報酬と実費（交通費・おやつ代など）がかかります。

●NPO法人子どもと文化のひろば

ふれいおん・とかち

帯広市西20条南5丁目18-2

開所時間 月－金 8：45－17：30

☎66-4285



ショートステイ

きょうだい児の養育が一時的に困難となった場合に、宿泊を伴って一時的にきょうだい児を預けることが出来ます。

●子育て支援課

帯広市東9条南21丁目1-9 十勝学園

対象児童 満1歳以上のお子さん

期 間 7日以内

☎25-9700（平日8：45－17：30）



⑤ 家族は休息できるの？

医療型短期入所施設

自宅で介護されているご家族などが急病や冠婚葬祭、休養等の理由で介護を行うことができない場合、お子様に施設等に短期間入所していただき、入浴や排泄、食事、日常生活の支援など、短期間・夜間も含め必要な介護を行います。
介護者のレスパイト（休息）としての役割も担っています。



●独立行政法人国立病院機構帯広病院

帯広市西18条北2丁目16番地

対 象 者 医療的ケア等を必要とする重症心身障害児者で、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方。

利用方法 事前に窓口へご相談ください。

新規利用の場合、ご相談からご利用までにお時間がかかりますので、お早めにご相談ください。

窓 口 療育指導室 ☎ 33-3155（平日8：30－16：55）

レスパイト入院

短期入所の利用が困難で、かつ、一時的に在宅介護が困難になった場合や介護者のレスパイトのために、医療保険を利用して入院させ、生活全般の必要な保護を行います。

●公益財団法人北海道医療団 音更病院

対 象 者 在宅酸素が必要な方、人工呼吸器をしている方、悪性疾患の治療中の方、難病指定を受けている方、入院後や在宅中に介護度が高くなり短期入所の利用に時間を要し決定までに期間がある方

児童・成人ともに受け入れ可能です

☎ 連携推進部 43-5500
（平日8：30－17：00）

●公益財団法人北海道医療団 帯広第一病院

対 象 者 在宅酸素が必要な方、人工呼吸器をしている方、悪性疾患の治療中の方、難病指定を受けている方、入院後や在宅中に介護度が高くなり短期入所の利用に時間を要し決定までに期間がある方

児童・成人ともに受け入れ可能です

☎ 連携推進部 43-5500
（平日8：30－17：00）

●帯広中央病院

対 象 者 在宅酸素が必要な方、人工呼吸器をしている方、胃ろう、床ずれなどの医療処置、管理が必要な成人の方
施設入所待ちの要介護者の方
また、レスパイト入院中に病状によってはリハビリテーションを受けることができます

☎ 連携室 67-5638
（平日8：45－17：00）

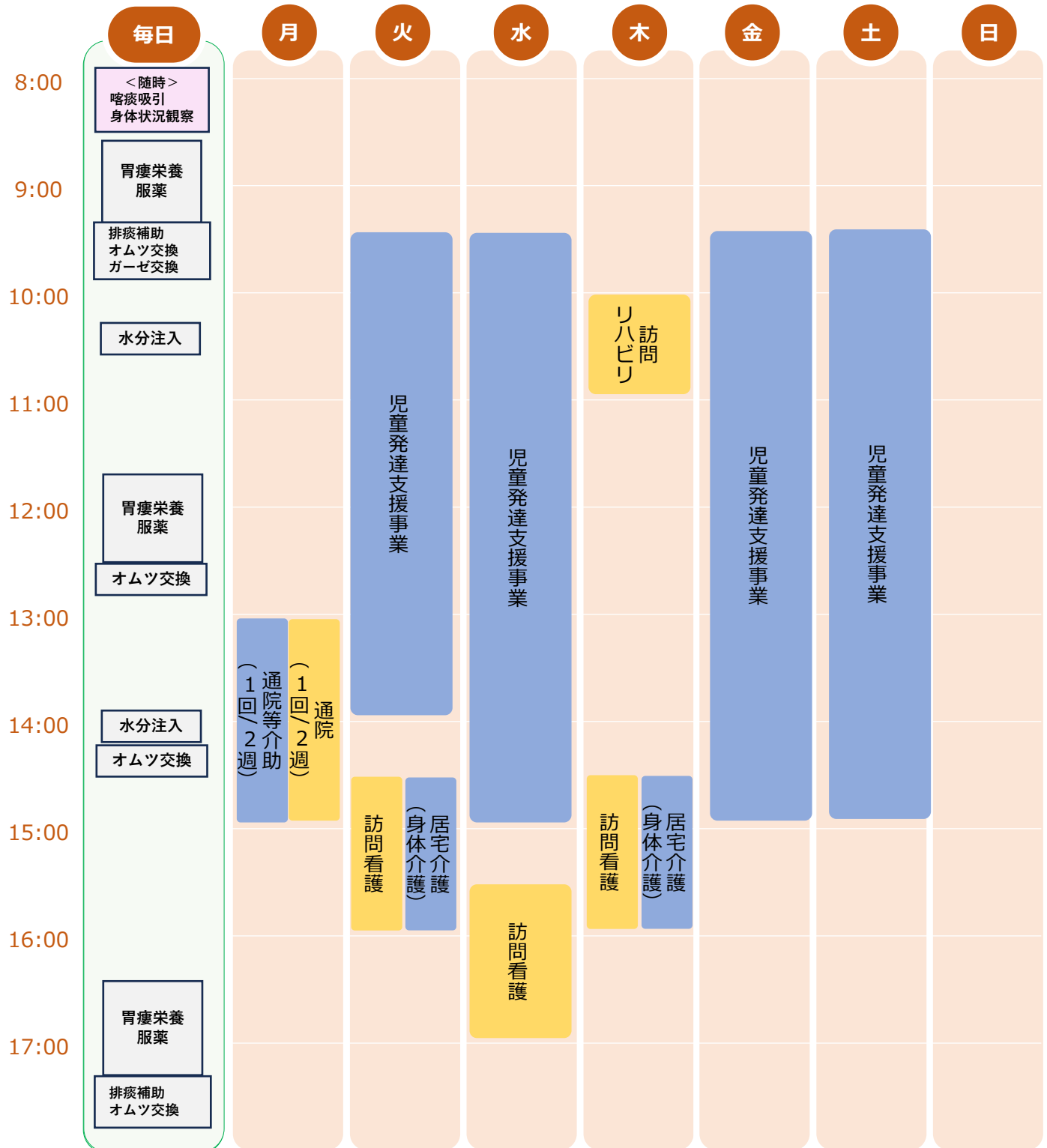


⑥ 退院後の暮らし（例）

退院後の生活イメージ

福祉サービス

医療



2. 幼兒期



① 仕事はできるの？

保育所への入所

1. 保育所入所に向けた準備

保護者の就労等により、お子さんの発達状況も踏まえた保育所等の利用について相談したい場合、まずは子育て支援課（☎25-9700）にご連絡ください。

お子さんの健康や成長において、集団の中での保育が相応しい場合は、入所希望年度の前年6月頃から調整していきますので、保育所・幼稚園の担当部署である「市こども課」へ一緒に同行し、そこでお子さんの必要な支援等について相談します。

その際に、次の入所要件などについても一緒に確認します。

- ①保護者の就労等により、保育所で保育の必要性があると認められること
- ②主治医より、集団の中での保育が可能であると判断を受けていること



2. 入所できる保育所

お子さんの発達状況や施設的环境が異なるため、相談内容をもとに調整を進めます。

- ※ 入所調整点順に調整を行うため、医療的ケアが必要というだけでは、保育所入所はできません。お子さんの状況により集団生活での配慮が難しい場合には入所できない場合があります。

3. 看護師の配置

必要な医療的ケアを実施するため、看護師資格を有する担当者の配置が必要となります。どのようなケアが必要なのかについては、主治医の意見書のほか、事前に保護者から聞き取りのうえ調整します。

- ※ 医療的ケアが必要な時間のみの配置になる場合もあります。



4. 保育所等での生活・特別支援保育について

お子さんの状況に応じて医療的ケアを含めた保育計画を作成します（特別支援保育）。登所時には、家庭での様子をお知らせください。日中の保育では集団での生活を基本とし、可能な限り、他のお子さんと同じ活動ができるように配慮します。

- ※ 障害や発達の程度に応じて、保護者と相談しながら決定します。
- ※ 保育所等での行事や園外活動についても、参加の方法を相談させていただく場合があります。

② 就学先は、どう選んだらよいの？

就学先

小学校・義務教育学校

帯広市内には25の小学校と1つの義務教育学校があります。

通常学級における指導だけでは、その能力を十分に伸ばすことが苦手な児童生徒に対し、生活や学習上の苦手さを克服し改善するため、各学校に特別支援学級を設置しています。

帯広市では、「知的学級」、「自閉症・情緒学級」、「肢体不自由学級」、「難聴学級」、「弱視学級」、「病弱・身体虚弱学級」を設置しており、各学級において、それぞれの状況に応じた学習・指導を行っています（詳細はP26）。

なお、「肢体不自由学級」については、豊成小学校・広陽小学校に設置しています。

特別支援学校

特別支援学校は、帯広市内に北海道立の帯広盲学校・帯広聾学校・帯広養護学校の3校が設置されており、十勝管内では北海道立の中札内高等養護学校、中札内高等養護学校幕別分校、新得高等支援学校が設置されています。

また、帯広養護学校において、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、教員が家庭等を訪問して教育を行う「訪問教育」を実施しています。

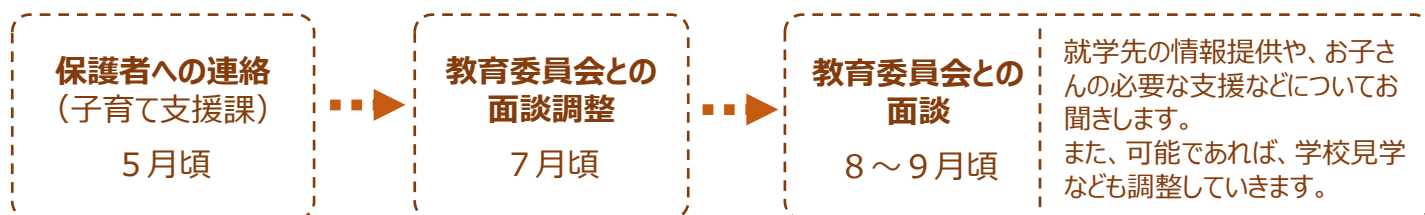
就学に向けた準備

帯広市教育委員会では、障害のある又は特別に配慮が必要な就学予定者の適切な就学を図るため、帯広市教育支援委員会を設置し、教育相談を行っています。

通常、就学1年前（年長）の6月頃から準備を進めていくことになりますが、医療的ケア児や重症心身障害児のお子さんは、就学2年前（年中）から教育委員会との面談等を行います。

具体的には、以下のスケジュールのとおりとなりますので、時期が近づいてきましたら、市子育て支援課から保護者へ連絡します。

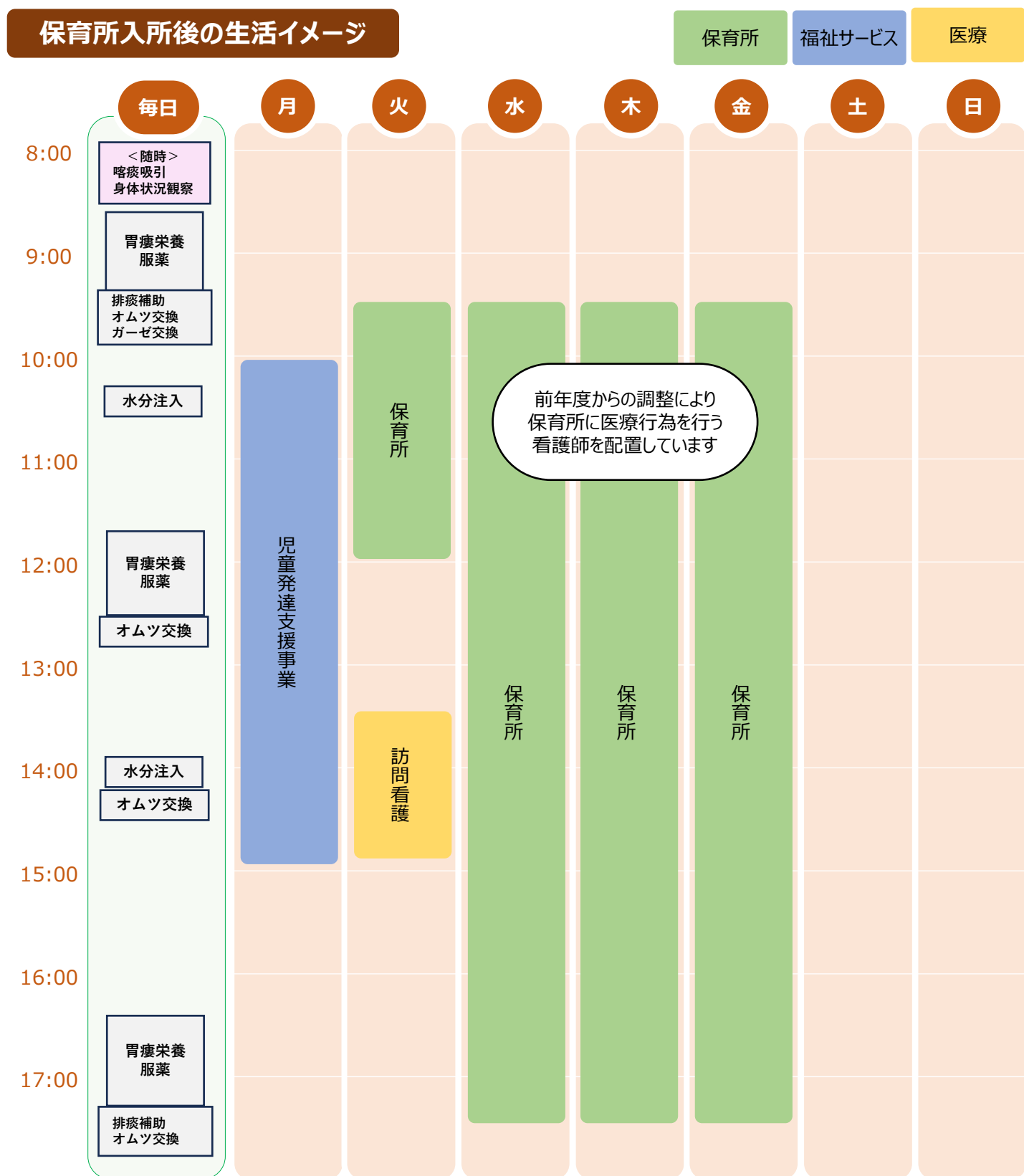
就学2年前（年中）



就学1年前（年長）



③ 保育所入所後の暮らし（例）



3. 学童期

① 帯広市立の小中学校・義務教育学校で受けられる支援

特別支援学級

1クラス8人の少人数学級となっており、様々な特性をお持ちの児童生徒に対して、適切な支援ができるよう、下記のような学級を開設しています。

病弱・身体虚弱学級

入院中の児童生徒のために病院内に設置された学級や、小・中学校内に設置された学級があります。

入院や治療のために学習空白となっている場合には、必要に応じて指導内容を精選して指導したり、身体活動や体験的な活動を伴う学習では、工夫された教材・教具などを用いて指導したりしています。

自閉症・情緒学級

一斉指示を理解することに困難があったり、周囲の環境に対してストレスを感じてしまったりすることから、情緒的に不安定になってしまった際に、具体的な方法を通して落ち着きを取り戻すことができるよう、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行っています。

知的学級

実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することにより、必要な知識や技能等を身に付けられるようにする継続的、段階的な指導を行っています。

肢体不自由学級・難聴学級・弱視学級

児童生徒一人一人の障害の状態等を考慮し、教材・教具の開発・工夫を行ったり、個別指導やグループ指導といった授業形態を積極的に取り入れたりしています。

また、児童生徒一人一人の障害の状態や学習状況等に応じて、通常の学級の児童生徒と交流及び共同学習を行い、教科学習を効果的に進めたり、社会性や集団への参加能力を高めたりするための指導をしています。

登下校支援（スクールタクシー）

肢体不自由学級に通学する児童生徒のために、専用のスクールバスやタクシーを運行し、通学の安全を確保しています。

また、スクールバスやタクシーの送迎による登下校が難しい子どもたちには、通学に要する費用の一部を支給する制度があります。

交流学級

在籍児童生徒の実態等に応じて特定の教科などを交流学級で行い、教科等のねらいの達成を目的とする。

また、朝の会や給食、帰りの会、あるいは学年や学校行事を交流学級の児童生徒生徒と一緒に行うことで、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的として、交流学級の取り組みがあります。

実施する具体的な内容は、個々の児童生徒の学年や障害の程度、状態によって異なりますので、学校にご相談してみてください。

生活介助員・看護師

肢体不自由学級に通う児童生徒や車いすを使用している児童生徒のために配置しており、教室間の移動や給食時の介助など、学校生活の手助けを行います。

また、医療的ケアを必要とする子には、看護師資格をもつ生活介助員を配置しています。

特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担っています。

① 帯広市立の小中学校・義務教育学校で受けられる支援

学校の設備

各学校では、肢体不自由学級に通う児童生徒や車いすを使用している児童生徒でも使用できるトイレや出入りすることができるスロープなどが整備がされています。

なお、その他細かい設備については、学校毎に異なる場合があります。

転校

市内における転校の場合、自校での開設ができる特別支援学級であれば、引き続き利用することができます。ただし、肢体不自由学級については、拠点校方式での就学になるため、帯広市教育委員会へご相談ください。

市外への転居となる場合は、転居先の教育委員会へご相談ください。

経済的な支援

特別支援教育就学奨励費

知的学級や肢体不自由学級などの特別支援学級で学ぶ児童生徒をもつ保護者へ、家庭の経済状況に応じて、通学費や給食費、修学旅行費等の学校生活に係る経費の一部を支給する制度です。

市学校教育課 ☎65-4203

修学旅行に要する保護者の経済的負担の軽減

車いすなどを使用する肢体不自由の児童生徒も安心して修学旅行に参加できるように、生活介助員を派遣しているほか、保護者が旅行に同行する必要がある場合には、交通費や宿泊費を支給しています。

平成24年度からは、車いすを使用している児童生徒が旅行中の移動の際にリフト付きバス等が必要となり、通常のバス代より高額となる場合には、通常交通費との差額を支給しています。

また、保護者が同行しない場合には、必要に応じて入浴介助を行なうためのヘルパーを派遣することもできます。

市学校教育課 ☎65-4203

② 北海道帯広養護学校で受けられる支援

就学に向けた準備

就学2年前（年中）

帯広養護学校 との就学相談

6月～12月

帯広養護学校への入学を希望する場合は、帯広市教育委員会の教育相談（P24参照）とは別に、帯広養護学校の就学相談を受ける必要があります。
また、年中時に就学相談を受けても、年長時にまた就学相談が必要となります。

就学1年前（年長）

帯広養護学校 との就学相談

6月～12月

就学先の決定 （教育委員会）

帯広養護学校 一日入学

2月

入学



※中学部から帯広養護学校への入学を希望する場合は、同様に帯広養護学校の就学相談を受ける必要があります。その場合、必ず在籍している小学校をとおしてお問い合わせください。なお、小学5年生の3学期から受け付けていますが、小5時に就学相談を受けても小6時にまた受けていただく必要があります。

特別支援学校（帯広養護学校）

知的障害の特別支援学校です。国が定める「認可学級」（普通学級、重複学級、訪問教育学級）を編制していますが、実際の指導は生活年齢を基本として日常生活の指導及び継続的な指導を考慮した「日常生活の指導におけるグループ（略して指導グループ）」を4～6人の少人数で編制しています。1つの指導グループにつき2～3名の教師が所属しており、必要に応じて支援員や学部付きの教師が入ります。

訪問教育学級

帯広養護学校の訪問教育学級は、在宅生と病院生に分かれています。

保護者の意向や、障害、病気などの理由で通学が困難な児童生徒に対して、教員が自宅や病院に訪問し、教育を行っています。

健康を維持するとともに、感覚や身体機能を高めるため、個々の実態に応じた学習内容を設定しています。

学校行事への参加を促し、友達と交流する機会を増やすことも目標としています。

登下校

スクールバスがあり、バスに添乗員はありますが看護師は同乗していないので医療的ケアが必要な児童生徒は、バス内でケアが必要かどうか、緊急時の対応などを考慮してスクールバスの乗車について校内の関係者で検討します。

本校の医療的ケアが必要な児童生徒は、保護者の送迎や事業所の送迎、自治体の福祉タクシー（帯広市以外の自治体で福祉タクシーがある地域に限る）などを利用して登下校しています。

② 北海道帯広養護学校で受けられる支援

看護師

常勤看護師が1名、非常勤看護師が4名おり、非常勤看護師の勤務時間は9時～14時または15時となっています。

非常勤看護師のうち1名は一日3時間勤務で、週15時間勤務となっています。

※令和6年度現在。医療的ケアが必要な児童生徒の人数によって変わります。

学校の設備

小中学部棟、高等部棟ともに玄関スロープやエレベーターがあります。

また、車いすを使用している児童生徒でも使用できるトイレが整備がされています。

各教室のドアについては、小中学部棟の方は、やや狭い作りとなっています。

地域との交流など取り組み

小学部低学年は近隣の保育園との交流学习を、中学年・高学年は近隣の小学校の子どもたちとの交流学习を行っています。

近隣の保育園・小学校の子どもたちとの触れ合いをとおして、相互で認め合い、ともに生きることを考える学習も行っています。

転学

帯広養護学校から市内の学校

事前に学校に相談して可能な範囲で転学先の学校と居住地校交流をします。5月頃を目処に本人及び保護者に最終意思確認を取り、校内で教育支援委員会を開き、検討します。

その後帯広養護学校から道教委を経由してから市の教育委員会に通知され、市町村の教育委員会が判断をします。

市内の学校から帯広養護学校

在学する学校をとおして帯広養護学校の教育相談を受けます。教育相談に行くときは本人、保護者の他に担任も同行します。

その後、本人が「学校教育法施行令第22条の3に該当していること」などを市の教育支援委員会が判断をします。

経済的な支援

特別支援教育就学奨励費

特別支援学校で学ぶ児童生徒をもつ保護者へ、家庭の経済状況に応じて、通学費や給食費、宿泊行事等の学校生活に係る経費の一部を支給する制度です。

帯広養護学校 ☎37-6773

② 進路決定はどのように進むの？

進路の決め方

本人の得意なことや苦手なことを考慮して、最終的には本人と保護者が高等部卒業後の進路を決めます。進路決定にあたり、本校の進路支援コーディネーターより情報の提供を受けて指導グループ担当（＝学級担任）に相談しながら決めていくことになります。

進路に関わるものとして、進路に向けた学習に取り組んだり、保護者向け進路説明会を実施したりしています。

進路に向けた学習

本校では、高等部卒業後に至るまでに、中学部・高等部の「作業学習」の授業、中学部の「仕事・生活体験実習」、高等部の「現場実習」を実施して、働くことを意識した学習に取り組めます。

医療的ケアが必要なお子さんの校外への実習に、基本的には教諭の他に看護師が同行することになります。

進路説明会（保護者向け）

小学部・中学部・高等部の各学部で「進路説明会」を実施しています。

小学部では中・高学年の保護者対象、中学部・高等部では各学年ごとや学部ごとに進路説明会を実施して保護者に進路に関する情報提供をしています。

高等部に入るためには、本校の高等部や近隣の道立特別支援学校高等部の「教育相談」を受けてから、「入学選考検査」を受検することになります。

●北海道帯広養護学校

〒080-2475 帯広市西25条南2丁目7-3

TEL 0155-37-6773

FAX 0155-37-3649

E-mail obiyo-zimu@hokkaido-c.ed.jp

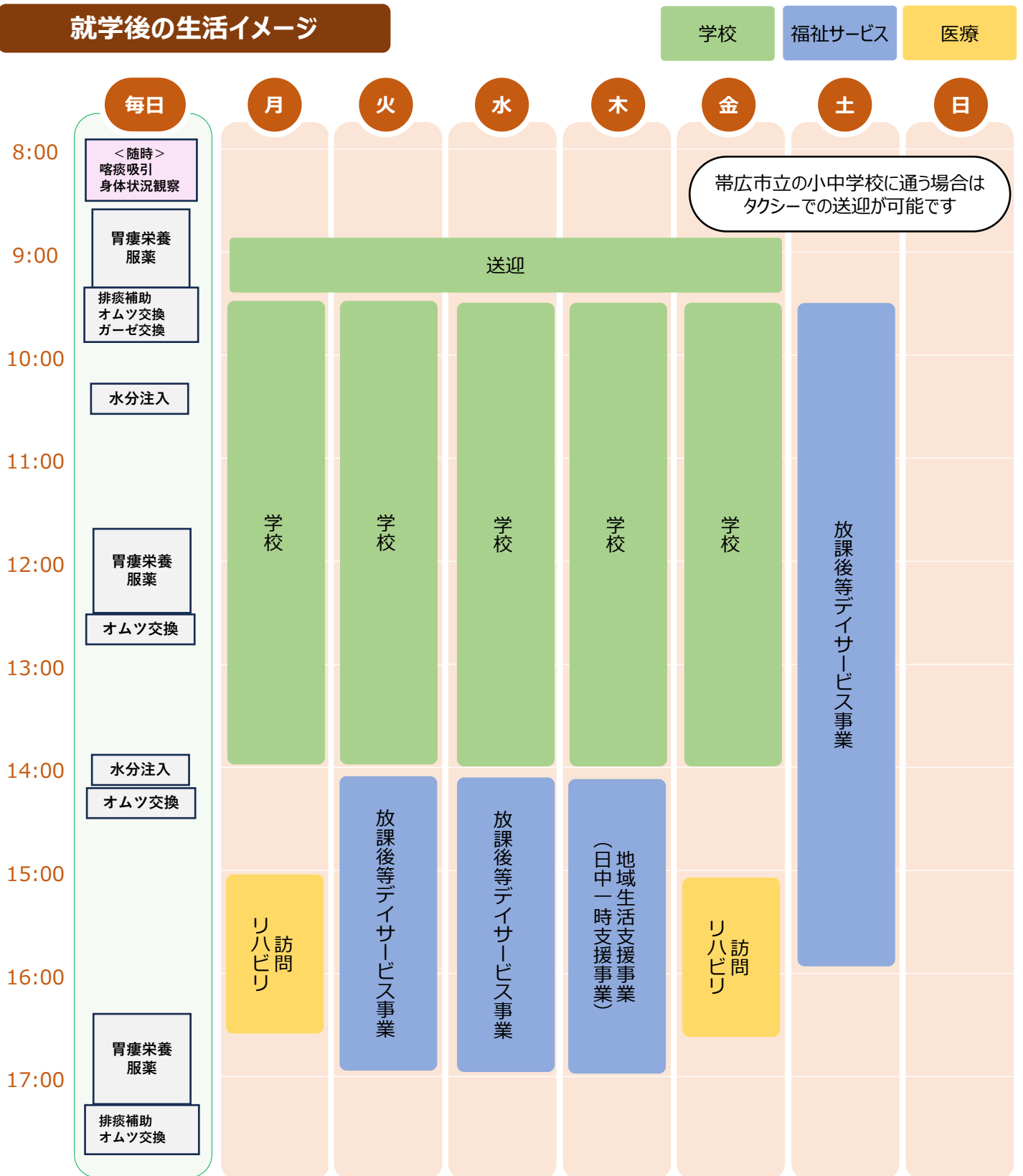
ホームページ



<http://www.obihiroyougo.hokkaido-c.ed.jp/>

③ 就学後の暮らし（例）

就学後の生活イメージ



④ 移行期医療ってなあに？

移行期医療

子どもが成長すると、元の病気の進行だけでなく、加齢とともに合併症が増えたり、生活習慣病など成人特有の疾病が加わることが予想されます。そのため、小児科中心の医療提供だけではなく、成人診療科の助けも必要となります。

お子さんが、子どもから成人に移行するにあたり、年齢に合った医療が受けられるようにすることを、移行期医療と言います。

一般的に小児科は、中学3年生までが対象と考えられておりますが、適切な診療科はお子さんによって違い、個人差が大きいため、主治医と相談しながら進めていくことになります。



4. 成人期

① 18歳以降はどんなサービスが受けられるの？

地域での暮らしを支える、医療と福祉のサービスがあります。
児童福祉法による福祉サービスは、障害者総合支援法による福祉サービスへ移行していきます。

医療保険のサービス

内 容		
訪問診療	医師・看護師が、病院への通院が難しい方に対し、ご自宅を定期的に訪問して診療します。診察や相談、薬の処方、予防接種などを行います。	—
訪問看護	保健師・看護師・理学療法士等が、自宅を訪問。病状の観察、点滴・注射など診療の補助、食事や排せつなどの療養生活のケア、リハビリなどを行います。（主治医の指示のもと）	P12
訪問歯科診療	歯科医師と歯科衛生士がご自宅を訪問し、虫歯の治療、歯や口腔機能の発達、お口の健診、口腔ケアを行います。	—
リハビリテーション （外来・訪問）	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、ご自宅を訪問してリハビリします。身体の機能を維持・改善したり、食事や排せつなど日常生活動作の工夫や練習、食べる・飲みこむなどの練習、コミュニケーションの訓練などを行います。（主治医の指示のもと）	P14
訪問薬局	薬剤師が自宅を訪問し、薬の提供、相談・助言をします。（主治医の指示のもと）	—
レスパイト入院	自宅での療養が難しい場合、一時的に病院に入院する制度です。家族の休息・息抜きをサポートします。	P21

福祉のサービス

内 容			
障害者総合支援法	相談支援	相談支援専門員が、福祉サービスの利用や希望する暮らしの相談を受けます。計画を作成し、本人・家族・関係者とのケア会議を開きます。	P16
	居宅介護 (身体介護・家事援助・通院等介助・重度訪問介護)	自宅にて、ヘルパーが入浴・排泄・食事等のお世話、掃除・洗濯など家事をします。通院時のお手伝いなども行います。	P18
	短期入所 (医療型・福祉型)	ご家族の事情により、自宅での療養が難しい場合に、短期間、施設等に入所して、必要な介護を受けることができます。	P21
	生活介護	日中通所にて、入浴、排せつ、食事等の身体介護や身の回りの支援、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	P34
	地域生活支援事業 (日中一時・移動支援・訪問入浴)	①日中一時支援事業～日中活動の場・家族の一時的な休息を促す預かり事業 ②移動支援事業～外出の支援 ③訪問入浴サービス事業～自宅での入浴支援	P18
児童福祉法	放課後等デイサービス	通学している障害のあるお子さんの放課後や休業日に、生活能力の向上や社会との交流を促す、通所の療育の事業です。 (高校3年生の3月末まで)	P17

① 18歳以降はどんなサービスが受けられるの？

重度訪問介護

次の①～③の全てに該当する場合にヘルパーがご自宅を訪問し、入浴・排泄・食事の介助・見守り・外出するときの支援を行います。

- ① 障害支援区分 4 以上の方
- ② サービスの提供時間が 1 日につき 3 時間超必要な方
- ③ 歩行、移乗、排尿、排便の全てに支援が必要な方

生活介護

障害福祉サービス事業所で、入浴・排泄・食事などの介護や、調理・洗濯などの家事、創作的活動や生産活動の機会の提供を行います。

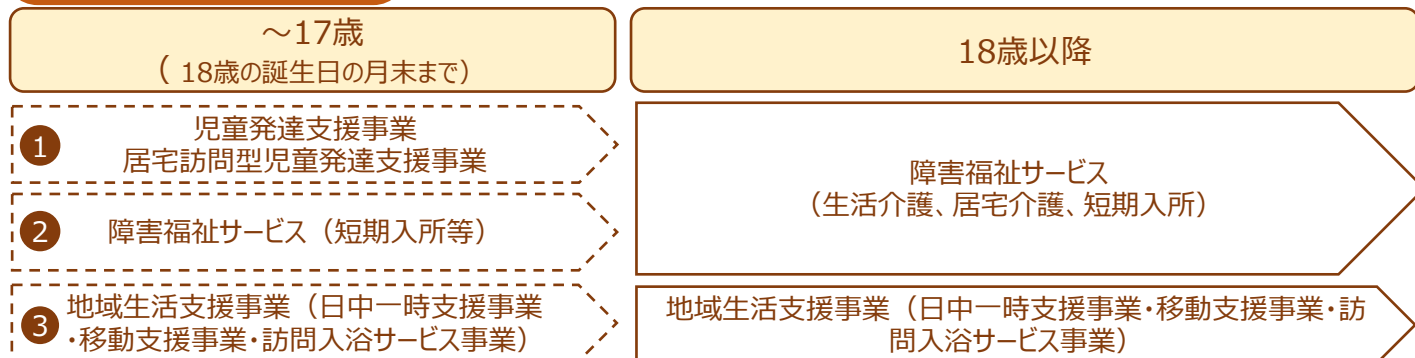
50歳未満の方は障害支援区分が 3 以上、50歳以上の方は障害支援区分 2 以上の方が利用できます。

地域活動支援センター

地域活動支援センターで創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流の促進を図っています。

② 福祉サービスの切り替えはどう進めていけばいいの？

高校に就学していない場合

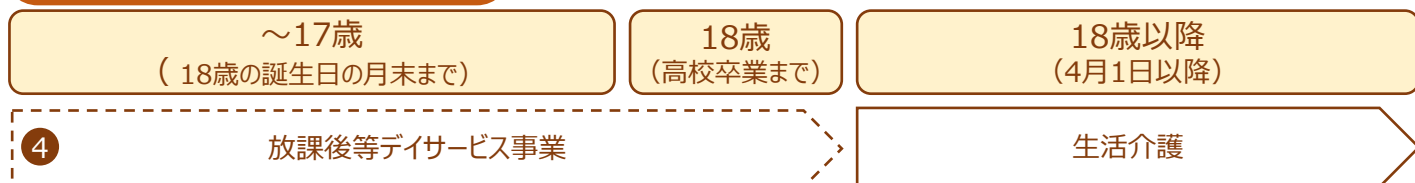


- ① 現在、児童発達支援事業や居宅訪問型児童発達支援事業を利用しており、今後、生活介護や居宅介護を利用する場合。
- ② 現在、障害福祉サービス（短期入所等）を利用しており、引き続き、同サービスを利用する場合。
- ③ 現在、地域生活支援事業（日中一時支援事業・移動支援事業・訪問入浴サービス事業）を利用しており、引き続き同事業を利用する場合。

保護者

18歳の誕生日の3ヶ月前に市障害福祉課（☎65-4147）へ申請手続きを行います。
18歳の誕生日の月末に、自宅に「福祉サービス受給者証」が届きますので、利用する事業所等にご提示ください。
※18歳以降の事業所選びなどは、担当相談支援専門員と一緒にいきます。

特別支援学校に就学している場合



- ④ 現在、放課後等デイサービス事業を利用しており、高校卒業後、生活介護を利用する場合。

養護学校

10月頃 保護者や本人と高校卒業後の進路相談を行います。
11月頃 進路の決定や、障害福祉サービス申請の説明等を行います。担当相談支援専門員も情報共有しながら必要な動きをします。

保護者

11月頃～ 市障害福祉課へ申請手続きを行います。
3月末 自宅に「福祉サービス受給者証」が届きますので、利用する事業所等にご提示ください。



※ ⑤と⑥の手続きは「高校に就学していない場合（②と③）」と同様です。

保護者

18歳の誕生日の3ヶ月前に市障害福祉課へ申請手続きを行います。
18歳の誕生日の月末までに「福祉サービス受給者証」が届きますので、利用する事業所等にご提示ください。

③ 施設での暮らしてどうなるの？

療養介護

療養介護は医療機関（病院など）に入所し、日常生活上の支援に加え、機能訓練や医療的ケアなどを、常時、受けることができる福祉サービスです。

対象は18歳以上の障がい者支援区分5以上に該当する重症心身障害の方、又は重症心身障害に準ずる方として、市町村が認めた方です。

帯広病院では医療型障害児入所施設も兼ねておりますので、児童から入所が可能です。

生活のスケジュール

6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00
起床	朝食	更衣		療育活動	入浴	昼食		療育活動			夕食				消灯

上記のスケジュールに加え、医療的ケアやリハビリなどを一人一人に合わせ行っています。

また、クリスマス会などの季節行事や外出行事なども行っています。

病院での暮らしの様子



●独立行政法人国立病院機構帯広病院 帯広市西18条北2丁目16番地

利用方法 入所希望の方は窓口へご相談ください。

利用までに時間を要しますので、お早めにご相談ください。

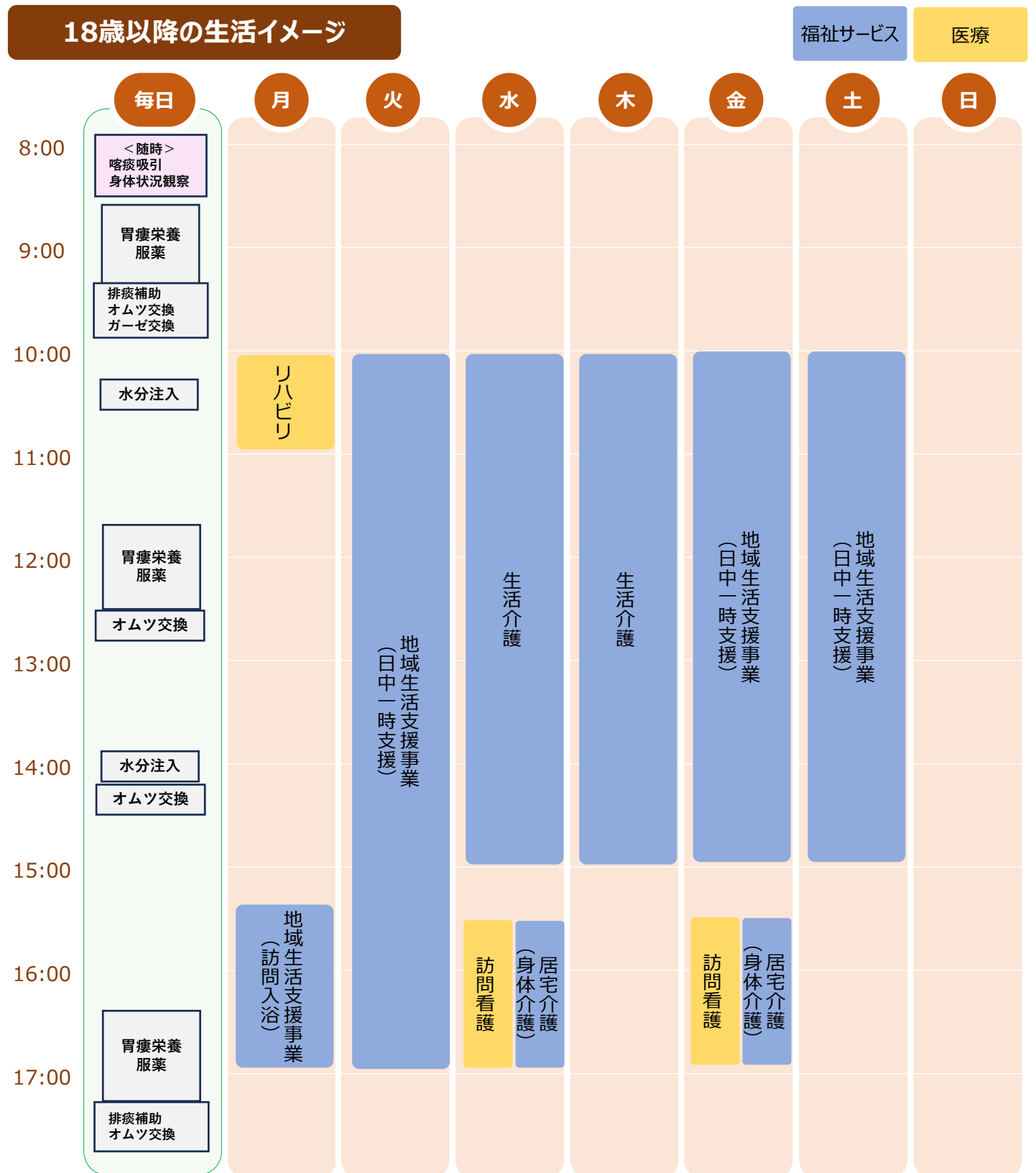
院内見学も受付ております。

窓 口 ☎ 33-3155 療育指導室 平日8:30~16:55



帯広病院マスコットキャラクター
はーとちゃん

④ 18歳以降の暮らし（例）



⑤ 障害基礎年金の申請準備は？

国民年金の障害基礎年金は、**20歳の誕生日の前日から**、請求手続きが可能となります。
なお、障害の程度によって、年金の支給対象とならない場合があります。

～20歳
(20歳の誕生日の属する月まで支給)

20歳～65歳
(20歳の誕生日の前日から申請開始・認定後に支給)

特別児童扶養手当

国民年金の障害基礎年金

手続きの流れ

1 帯広年金事務所へ相談の予約をします。
(20歳の誕生日の半年前から)
帯広年金事務所 ☎21-1511
(音声案内1番→2番)

2 相談窓口で手続きに必要な書類の確認と、
診断書用紙等を受け取ります。

3 診断書の現症日※は20歳の誕生日の前日の前
後3ヶ月以内であることが必要なため、その期間に
専門医師の診察を受け、診断書を作成してもらい
ます。

4 帯広年金事務所へ予約を行い、診断書と必要書
類を持参して請求手続きを行います。
なお、請求手続きは20歳の誕生日の前日から
となります。

※診断書の現症日とは、診断書に記載された診断がいつの時点なのかを示すものです。診断書の作成日ではありません。

帯広市生活支援ファイル「つながっと」

障害基礎年金の手続きに必要な書類の1つに「病
歴・就労状況申立書」があります。

この申立書は、出生からの日常生活の状況や通院
期間、病状などを記入する様式です。

障害基礎年金の手続きを行う際に、昔の状況を思い
出すのは大変ですので、障害や発達に心配のあるお子
さんを周りの人たちが支えるために、保護者が記入・記
録し活用するサポートファイル「つながっと」を活用してみ
てはいかがでしょうか。



帯広市生活支援ファイル「つながっと」



第3章

備えについて

1. 災害時への備え

災害への基本的な対応

帯広市では、主な災害として「地震」と「水害」を想定しています。

地震はいつ発生するかわからないので、地震に備え、家具の転倒防止や窓ガラスの飛散防止など、地震による被害が少なくなるよう普段から対策をしておくことが必要です。

水害は、気象情報を知り、早めに備えることで危険を避けることができます。ハザードマップで自分が住んでいる地域や、行動する範囲の浸水想定を確認しておき、安全な場所に避難した方が良いか、自宅の上階へ避難（垂直避難）をすれば良いのか、予め考えておきましょう。

災害から身を守るためには、正しい情報をいち早く入手することが大切です。帯広市では、災害時にはホームページや公式SNSなど、様々なツールで災害に関する情報発信を行うので、常に複数の情報収集手段を確保できるようにしておきましょう。

市民の皆様は災害へ備えていただくため、公式Youtubeで防災に関する動画を公開しています。これらもご覧いただき、災害に対する備えをイメージしてください。

帯広市公式Youtubeページ「おびでお」
防災・防犯に関する動画



ハザードマップ（Web）



備えておくもの

災害時はライフラインが止まり、物資の供給が滞る可能性があるため、生活に必要なものを備蓄しておきましょう。

食料品や水は最低3日間、できれば1週間分を用意してください。また、日用品やラジオなどの情報収集機器なども用意しておくことで安心です。そのほか、トイレの処理剤やウェットティッシュなども必要です。

また、医療機器を使用できるよう、非常用電源（発電機やポータブル電源など）を備えておく必要があります。そのほか、冬に停電が起きた場合を想定して、電気を使わない暖房器具を備えておくことで安心です。

災害発生時は

物の備えはもちろん、困った時や不安な時のための連絡先を決めておくなど、予め災害発生時を想定しておくことで、スムーズな避難が可能となります。日ごろからの備えを欠かさないようにしましょう。

また、災害時には誤った情報や不確定な情報が出回ることがあります。帯広市では、災害時公式ホームページを災害対応用に変更し、災害情報や避難所開設情報などを見やすくなるようにするほか、LINEやfacebookなどでも随時情報を発信します。帯広市から発信した情報を、確実に見るようにしてください。

ご不明な点は市危機対策課 ☎ 65-4103までお気軽にご相談ください。

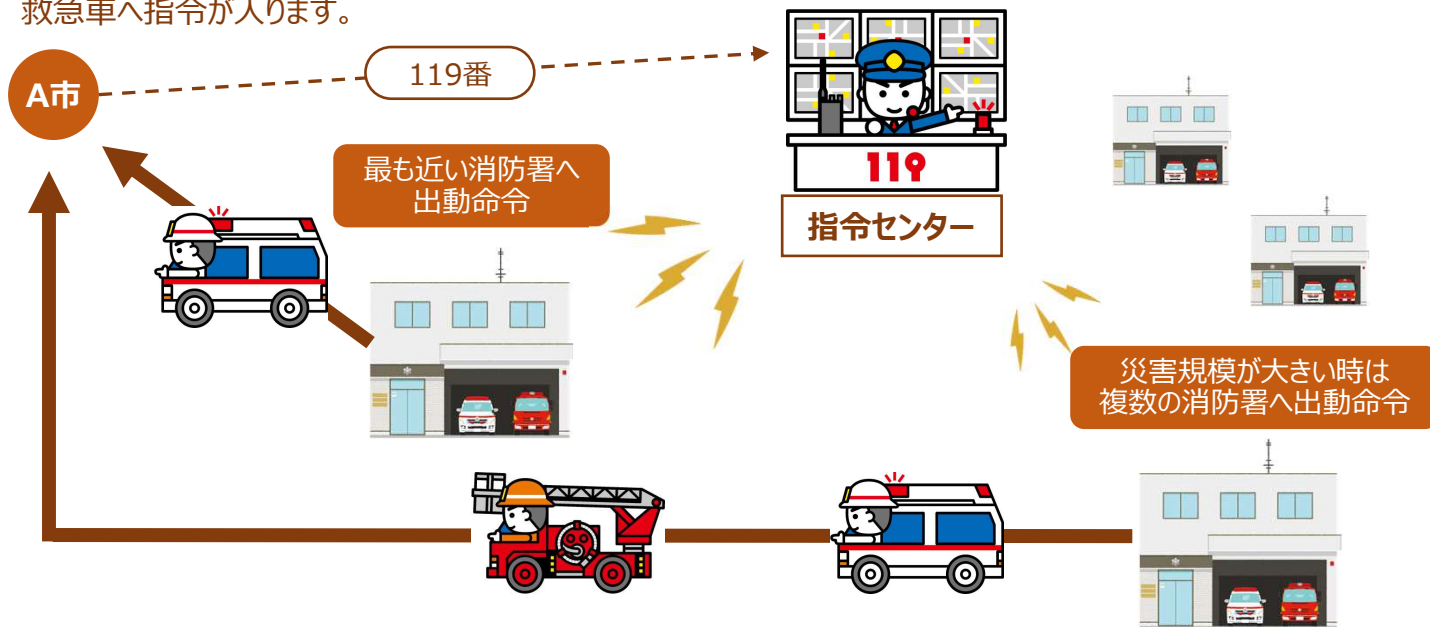
帯広市公式ホームページ ▶



2. 緊急時への備え

緊急時の対応（救急搬送）

○119番通報をすると、とかち広域消防局 消防指令センターから、1市18町村の最も近い距離にいる救急車へ指令が入ります。



○お子さんの体調不良などに備えて、緊急時の動きをシミュレーションしておきましょう。

救急隊に伝える項目を事前に記載しておき、要請時に伝え、<u>到着時に見せましょう。</u>	持参する持ち物を整理しておきましょう。 小児用が準備されていない場合があります。
1. 氏名・生年月日(年齢) 2. 住所 3. かかりつけ病院名と担当医師の名前 4. 病名 5. 日常の医療的ケアの内容 6. 医師の救急搬送時指示の内容 ☆いつもと違う様子を、口頭で伝える。	【例】 1. 吸引器 2. 吸引用カテーテル 3. 予備カニューレ 4. 蘇生用バッグ 5. 酸素ボンベ 6. シリンジ 救急隊が実施できる医療行為は限られています。 救急車には、保護者・指示を受けている看護師が同乗し、搬送中の医療的ケアを行いましょう

緊急時の対応について、事前に記載して見やすいところに保管しておきましょう

【例】	1. 連絡先	△△病院	平日/日中(17:00まで)・・・××-××××
			休日/祭日 ・・・××-××××
	2. 受診のタイミング		
	●発熱(38.5℃)が続く	⇒ 平日/日中：小児科外来へ	
		夜間/休日：Spo2値の低下がなければ、翌日へ	
	●Spo2値が80%以下が続く	} ⇒ 昼夜問わず病院へ連絡	
	心拍数60回/分以下・180/分以上が続く		小児科医師の指示にて、救急車を要請
	3. 気管カニューレ事故抜去時	⇒ ①	〇〇〇を実施する
		②	×××を実施する
		③	①・②の対応後、救急車要請する

第4章

各種制度の紹介

医療費の助成

① 未熟児養育医療 <1歳になる前々日まで>	
出生時の体重が2,000 g 以下又は一定の基準に該当すると医師が認めた未熟児の入院医療費にかかる助成。おむつ代等保険適用外と判断される費用は対象になりません。	
市こども課 ☎65-4160	
② 小児慢性特定疾病医療費助成 <原則18歳未満>	
慢性疾患等のため長期にわたり治療を必要とする児童の健全な育成を図るため、小児慢性特定疾病にかかっている18歳未満の児童等に対して、医療費の助成や、訪問看護・入院中の医療費の助成が受けられます。	
北海道地域保健課難病対策係 ☎011-206-6028	
③ 重度心身障害者医療費助成 <年齢制限なし（65歳以上は後期高齢者医療加入者に限る）>	
心身に重度の障害がある方を対象に、医療機関等にかかった際の医療費のうち、保険診療の自己負担額から一部負担金を控除した額の助成を受けることができます。	
市障害福祉課 ☎65-4147	
④ 特定医療費（指定難病）助成 <年齢制限なし>	
対象となる指定難病と診断され、厚生労働大臣が定める重症分類等の認定基準を満たしている方への医療費助成。	
北海道地域保健課難病対策係 ☎011-206-6028	
⑤ 子ども医療費助成 <中学校修了まで>	
中学校修了前のお子さんの医療費助成。重度心身障害者医療費助成や生活保護を受けていない方が対象です。	
市こども課 ☎65-4160	
⑥ ひとり親家庭等医療費助成 <18歳に達した後の最初の3月31日まで（児童が学校に在学している場合など引き続き親が扶養する場合は20歳に達する月の月末まで受給延長可）>	
ひとり親家庭の児童と母または父の医療費助成。重度心身障害者医療費助成や生活保護を受けていない方が対象です。	
市こども課 ☎65-4160	

日常生活用具・機器等の助成

⑦ 日常生活用具	
在宅の重度身体障害者（児）の生活を容易にするためのものです。生活を容易にするための福祉用具等を1割負担で購入できます（低所得者は負担なし、18歳以上は所得制限あり）。 医療的ケア児の場合、ネブライザー、痰吸引器、パルスオキシメーター等の用具購入が多いです。住宅改修も含んでおり、手すりの取付け、段差の解消等が可能です。	
市障害福祉課 ☎65-4147	
⑧ 補装具	
補装具とは、障害者の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長時間にわたり継続してしようされる用具、又は、障害児の将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用される用具です。身体障害者手帳の障害名欄に記載されている障害に対応する、補装具の交付や修理を1割負担で行います（低所得者は負担なし、18歳以上は所得制限あり）。医療的ケア児の場合、バギーや座位保持椅子等の購入にあたり申請することが多いです。	
市障害福祉課 ☎65-4147	
⑨ 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成	
在宅で酸素療法や人工呼吸療法を行っている方を対象として、現在使用されている酸素濃縮器や人工呼吸器の電気料金の一部を助成してもらええる制度。 1日の使用時間12時間未満 月1,000円／12時間以上 月2,000円	
北海道地域保健課難病対策係 ☎011-206-6026	
⑩ あんしん住宅改修補助金	
1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方で、お住まいの障壁を取り除くための工事に対し、費用の一部を補助（補助率80%・上限30万円）します。 交付決定前に着手した改修工事は、助成の対象外になります。	
市建築開発課 ☎65-4179	
⑪ 交通運賃の割引・助成等	
障害者手帳をお持ちの方は、各種交通運賃等の割引を受けられる場合があります。また、重度の障害者（児）の人は、タクシー料金の一部助成を受けられます。	
タクシー料金の一部助成：市障害福祉課 ☎65-4147 ※交通運賃の割引方法等は、各交通機関にお問い合わせください。	

手 当

⑫ 児童手当	
高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育し、生計を同じくする父母等に支給。	
市こども課 ☎65-4160	
⑬ 児童扶養手当	
18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（または20歳未満の障害のある児童）を養育しているひとり親家庭等に支給。	
市こども課 ☎65-4160	
⑭ 特別児童扶養手当	
一定の要件を満たし、20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を監護、養育している父母等に支給。	
市子育て支援課 ☎25-9700	
⑮ 障害児福祉手当	
20歳未満で常時介護を必要とする在宅の重度の障害児本人（医療機関に入院している場合も対象）への手当です。	
市障害福祉課 ☎65-4147	
⑯ 心身障害者扶養共済制度	
障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者が死亡または重度障害とい認められた場合、障害者に終身一口あたり20,000円の年金を支給する（二口まで加入可能）。	
北海道保健福祉部障がい者保健福祉課 ☎011-204-5277	
⑰ 特別障害者手当	
身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方へ支給される手当。	
市障害福祉課 ☎65-4147	

年金・手帳・控除

⑮ 障害者手帳	
心身に一定の永続する障害がある場合に、手帳の交付を受けることができます。障害者手帳は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳があります。	
障害福祉課 ☎65-4147	
⑯ 障害基礎年金	
国民年金に加入している間、または60歳以上65歳未満、もしくは20歳前に初診日のある病気やけがで、一定の障害状況にある方に支給。	
帯広年金事務所 ☎21-1511（音声案内1番→2番） 市戸籍住民課 ☎65-4143	
⑰ 所得税・市道民税の障害者控除	
身体障害者（児）又はその者を扶養している方は一定の額を年間所得から、控除することができます。	
市市民税課 ☎65-4120	

医療的ケアを必要とする方とご家族のための生活サポートブック
～生まれ育ったまちで安心した暮らしを～

発行 令和7年3月

編集 帯広市地域自立支援協議会医療的ケア児等支援検討部会

帯広市地域自立支援協議会医療的ケア児等支援検討部会事務局

〒080-0808

帯広市東8条南13丁目1

帯広市保健福祉センター内

帯広市市民福祉部子育て支援課

TEL 0155-25-9700

FAX 0155-25-9703

〒080-0811

帯広市東11条南9丁目1

特定非営利法人十勝障がい者支援センター

十勝障がい者総合相談支援センター

TEL 0155-28-7599

FAX 0155-28-7646